

都立看護専門学校 令和9年度入学試験の変更点について

<社会人入学試験>

受験資格	
変更前	変更後
以下のすべてに該当する者 ①高等学校又は中等教育学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力があると認められた者 ②卒業後、看護師として都内に就業する意思がある者で、合格した場合は、辞退せず入学することを確約できる者 ③令和9年3月31日までに <u>25歳</u>に達する者（平成14年4月1日以前に生まれた者） ④ 次のアとイのいずれかに該当する者 ア <u>令和8年4月1日以前から引き続き都内又は隣接4県（埼玉、千葉、神奈川及び山梨 県）に住所を有する者〔住所要件〕</u> イ <u>令和8年4月1日以前から引き続き都内又は隣接4県（埼玉、千葉、神奈川及び山梨 県）で就業している者〔就業要件〕</u>	以下のすべてに該当する者 ①高等学校又は中等教育学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力があると認められた者 ②卒業後、看護師として都内に就業する意思がある者で、合格した場合は、辞退せず入学することを確約できる者 ③令和9年3月31日までに <u>22歳</u>に達する者（平成17年4月1日以前に生まれた者） ④ <u>（削除）</u>